



山形県公報

平成30年6月8日(金)
第2950号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定……………(庄内総合支庁地域保健福祉課) ……591
- 地域登録検査機関の登録の更新……………(県産米ブランド推進課) ……同
- 県営土地改良事業計画の決定……………(庄内総合支庁農村計画課) ……592
- 山形県土地地区画整理事業費補助金交付規程を廃止する規程……………(都市計画課) ……同
- 開発行為に関する工事の完了……………(庄内総合支庁建築課) ……593

### 公 告

- 平成31年度山形県立農林大学校入校者の募集……………(農政企画課) ……同
- 普通肥料の検査結果の概要……………(農業技術環境課) ……同
- 特殊肥料の検査結果の概要……………(同) ……595
- 農用地利用配分計画の認可の申請……………(農村計画課) ……597
- 一般競争入札の公告……………(会計局) ……同
- 同……………(警察本部) ……599

## 告 示

### 山形県告示第468号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成30年6月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地 | 事業所の名称及び所在地                     | 障害福祉サービスの種類 | 指定年月日       |
|------------------------------|---------------------------------|-------------|-------------|
| 社会福祉法人かくほう<br>鶴岡市安丹字村上3番13   | 障がい者短期入所事業所あじさい<br>鶴岡市安丹字村上3番13 | 短期入所        | 平成30. 5. 17 |

### 山形県告示第469号

農産物検査法(昭和26年法律第144号)第18条第3項において準用する同法第17条第2項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の登録の更新をした。

平成30年6月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 登録年月日及び登録番号  
平成30年5月30日  
20
- 2 登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
有限会社米シスト庄内  
代表取締役 佐藤 彰一

- 東田川郡庄内町深川字新田31
- 3 農産物検査を行う農産物の種類  
国内産玄米
- 4 登録の区分  
品位等検査
- 5 農産物検査を行う区域  
山形県
- 6 農産物検査員の氏名、住所及び農産物検査を行う農産物の種類

| 氏名      | 住所                | 農産物検査を行う農産物の種類 | 備考         |
|---------|-------------------|----------------|------------|
| 富 樫 敬一郎 | 東田川郡庄内町久田字久田28    | 玄米             | 国内産農産物に限る。 |
| 國 本 琢 也 | 東田川郡庄内町余目字大乘向60-7 | 玄米             |            |

#### 山形県告示第470号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営南幹線地区土地改良事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成30年6月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 縦覧に供する書類の名称  
県営南幹線地区土地改良事業（水利施設整備事業（基幹水利施設保全部））計画書の写し
- 2 縦覧に供する場所  
酒田市役所
- 3 縦覧に供する期間  
平成30年6月8日から同年7月6日まで
- 4 その他
- (1) この土地改良事業計画について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
- (2) この土地改良事業計画については、(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。
- (3) ただし、上記の期間が経過する前に、この土地改良事業計画が定められた日（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができない。

#### 山形県告示第471号

山形県土地区画整理事業費補助金交付規程を廃止する規程を次のように定める。

平成30年6月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

##### 山形県土地区画整理事業費補助金交付規程を廃止する規程

山形県土地区画整理事業費補助金交付規程（昭和46年12月県告示第1709号）は、廃止する。

##### 附 則

この規程は、公布の日から施行する。

**山形県告示第472号**

次の開発行為は、完了した。

平成30年6月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号  
平成30年4月20日 指令庄総建第2号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称  
飽海郡遊佐町藤崎字茂り松157番35
- 3 開発許可を受けた者の住所及び名称  
東京都町田市鶴間六丁目1番20号  
睦特殊金属工業株式会社 代表取締役 池田 修二

---

**公 告**

---

平成31年度山形県立農林大学校の入校者を次のとおり募集する。

平成30年6月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 募集人員  
60名
- 2 応募資格  
学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく高等学校を卒業した者（平成31年3月に卒業見込みの者を含む。）又はこれと同等以上の学力を有すると知事が認めた者
- 3 応募手続  
入校志願書を次の期間内に新庄市大字角沢1366番地 山形県立農林大学校に提出すること（郵送による提出の場合は、当該期間の末日までの通信日付印があるものに限り有効とする。）。  
(1) 推薦入校 平成30年10月24日（水）から同月31日（水）まで  
(2) 一般入校（前期） 平成30年11月19日（月）から同月28日（水）まで  
（後期） 平成31年3月1日（金）から同月8日（金）まで
- 4 選考試験  
(1) 推薦入校  
イ 期 日 平成30年11月9日（金）  
ロ 場 所 山形県立農林大学校  
ハ 試験科目 小論文及び面接  
(2) 一般入校  
イ 期 日 前期：平成30年12月7日（金）  
後期：平成31年3月15日（金）  
ロ 場 所 山形県立農林大学校  
ハ 試験科目 数学Ⅰ、生物基礎及び農業と環境の3科目の中から選択した1科目、国語総合（古典を除く。）、小論文並びに面接
- 5 その他  
(1) 一般入校（前期）の選考試験の結果により、一般入校（後期）の選考試験を行わない場合がある。  
(2) 山形県立農林大学校への入校については、1から4までに掲げる事項のほか、平成31年度山形県立農林大学校学生募集要項に定めるところによる。  
(3) 詳細については、山形県立農林大学校（電話番号0233(22)1527）、農林水産部農政企画課（電話番号023(630)2414）に問い合わせること。

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第30条第1項の規定により平成30年3月に収去した普通肥料の検査の結果の概要は、次のとおりである。

平成30年6月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 肥料の種類等 | 保証票添付者     | 肥料の名称        | 検査の概要      |      |        |        | 備考 |        |
|--------|------------|--------------|------------|------|--------|--------|----|--------|
|        |            |              | 分項         | 解析項目 | 検査指摘事項 | 保証票の検査 |    | その他の検査 |
|        |            |              |            |      |        |        |    |        |
| 肉骨粉    | 丸善食品工業株式会社 | スーブ滓骨粉（粉）    | 主成分T N、T P |      |        |        | 現物 |        |
| 蒸製骨粉   | 同          | スーブ滓骨粉（豚・鶏骨） | 主成分T N、T P |      |        |        | 現物 |        |

(注) 1 分析検査及びその他の検査の欄は、検査対象荷口全体の肥料を代表しうるように必要袋数（ばらの場合には必要部位数）を抽出し、混合した試料1点について検査した結果である。

- 2 主成分の略号は、次のとおりである。  
T N－窒素全量、T P－りん酸全量

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第30条第1項の規定により平成30年3月に収去した特殊肥料の検査の結果の概要は、次のとおりである。

平成30年6月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 特殊肥料<br>の指定名 | 生産業者、輸入業者若しくは<br>販売業者又は表示者              | 届<br>(商<br>品<br>名) | 検 査 の 結 果             |                        |                       |                      |                           |                       |                       | 備<br>考 |                            |                            |
|--------------|-----------------------------------------|--------------------|-----------------------|------------------------|-----------------------|----------------------|---------------------------|-----------------------|-----------------------|--------|----------------------------|----------------------------|
|              |                                         |                    | 窒<br>素<br>全<br>量<br>% | りん<br>酸<br>全<br>量<br>% | 加<br>里<br>全<br>量<br>% | 銅<br>全<br>量<br>mg/kg | 亜<br>鉛<br>全<br>量<br>mg/kg | 石<br>灰<br>全<br>量<br>% | 炭<br>素<br>窒<br>素<br>比 |        | 水<br>分<br>含<br>有<br>量<br>% | そ<br>の<br>他<br>の<br>検<br>査 |
| た い 肥        | 全国農業協同組合連合会山形<br>県本部庄内ファーマリサイク<br>ルセンター | 畜ふん堆肥              | 2.1                   | 3.1                    | 2.1                   |                      |                           |                       | 17                    | 35.0   |                            | 乾物                         |

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から次のとおり農用地利用配分計画の認可の申請があった。

なお、当該農用地利用配分計画は、農林水産部農村計画課及び各総合支庁産業経済部農村計画課において平成30年6月22日まで縦覧に供する。

平成30年6月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 1 農用地利用配分計画の概要

| 賃借権の設定等を受ける土地の所在する市町村 | 賃借権の設定等を受ける者の数 | 賃借権の設定等を受ける土地    |
|-----------------------|----------------|------------------|
| 酒 田 市                 | 2者             | 酒田市広野字尾形72番ほか13筆 |

### 2 申請年月日

平成30年5月24日

### 3 その他

この公告に係る農用地利用配分計画の利害関係人は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成30年6月22日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出する者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、ノート型パソコン及びデスクトップ型パソコンの調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成30年6月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 1 入札の場所及び日時

(1) 場 所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁入札室（2階）

(2) 日 時 平成30年7月18日（水） 午前10時

### 2 入札に付する事項

(1) 調達をする物品の名称及び数量

イ ノート型パソコン 2,677台

ロ デスクトップ型パソコン 30台

(2) 調達をする物品の仕様等 仕様書による。

(3) 納入期限 平成30年11月30日（金）

(4) 納入場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県企画振興部情報政策課分室（山形県庁15階）

(5) 入札方法 (1)のイ及びロの総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。

(2) 平成30年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成30年2月6日付け県公報第2916号）により公示された資格を有すること。

(3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

(4) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

#### 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所等並びに契約に関する事務を担当する部局等

(1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等

山形市松波二丁目8番1号 山形県会計局会計課調達担当 電話番号023(630)2720

(2) 入札説明書及び仕様書の交付場所等 山形県会計局会計課調達担当で交付するほか、山形県のホームページ（<http://www.pref.yamagata.jp/>）からもダウンロードできる。

#### 5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除する。

(2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

#### 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

#### 7 落札者の決定の方法

規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

#### 8 契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

#### 9 その他

(1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格者名簿に登載されている者にあつては一般競争入札参加資格確認申請書を平成30年6月29日（金）午前11時までに、競争入札参加資格者名簿に登載されていない者にあつては競争入札参加資格審査申請書提出書及び競争入札参加資格審査申請書を同月22日（金）午前11時までに山形県会計局会計課調達担当に提出するとともに、併せて2の(1)の物品の仕様に適合するものとして作成した応札に係る物品の仕様書（以下「応札物品仕様書」という。）及び競争入札に係る応札物品仕様書等審査申請書を提出すること。

(2) (1)により提出された応札物品仕様書については、2の(1)の物品の仕様に適合しているかどうかを審査し、審査の結果適合しないと認められた場合は、当該応札物品仕様書を提出した者は、この入札に参加することができない。

(3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。

(4) この入札により調達をする物品の取得については、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約並びに財産の取得、管理及び処分に関する条例（昭和39年3月県条例第6号）第3条の規定により議会の議決を要する場合がある。

(5) この入札及び契約は、県の都合により調達手續の停止等があり得る。

(6) 詳細については入札説明書による。

#### 10 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

① Notebook personal computers: 2, 677

② Desktop computers: 30

(2) Time limit for tender: 10:00 A.M. July 18, 2018

(3) Contact point for the notice: Commodity Supplies Section, Accounting Division, Treasury Bureau, Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan  
TEL 023 (630) 2720

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、山形県警察組織犯罪対策情報管理システム機器の賃貸借及び保守サービスの調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成30年6月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 1 入札の場所及び日時

- (1) 場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県警察本部101会議室（1階）
- (2) 日時 平成30年7月25日（水） 午後1時30分

#### 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等及び特定役務の名称及び数量  
山形県警察組織犯罪対策情報管理システム機器の賃貸借及び保守サービス 一式
- (2) 調達をする物品等及び特定役務の仕様等 仕様書による。
- (3) 契約期間 平成31年1月1日から平成36年12月31日まで
- (4) 納入期限及び納入場所 仕様書による。
- (5) 入札方法 (3)の契約期間に掲げる期間に相当する料金の総価のうち3箇月分に相当する金額により行う。  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約期間に相当する料金の総額のうち3箇月分に相当する金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。
- (2) 平成30年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成30年2月6日付け県公報第2916号）により公示された資格を有すること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

- (5) 当該調達物品等に関し、迅速なアフターサービス及びメンテナンスを行う体制が整備できること。

#### 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所等並びに契約に関する事務を担当する部局等

- (1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等  
山形市松波二丁目8番1号  
山形県警察本部刑事部組織犯罪対策課国際捜査係  
電話番号023(626)0110

- (2) 入札説明書の交付場所等 山形県警察本部刑事部組織犯罪対策課国際捜査係で交付するほか、山形県のホームページ（<http://www.pref.yamagata.jp/>）からもダウンロードできる。
- (3) 仕様書の交付場所 仕様書交付申請書を提出した者に対し、山形県警察本部刑事部組織犯罪対策課国際捜査係で交付する。
- 5 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額（契約期間における総額）の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 6 入札の無効
- 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。
- 7 落札者の決定の方法
- 規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。
- 8 契約の手続において使用する言語及び通貨
- 日本語及び日本国通貨
- 9 その他
- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、規則第125条第5項の競争入札参加資格者名簿（様式第104号によるものに限る。以下「競争入札参加資格者名簿」という。）に登載されている者にあつては一般競争入札参加資格確認申請書を平成30年6月29日（金）午後4時までに、競争入札参加資格者名簿に登載されていない者にあつては競争入札参加資格審査申請書提出書及び競争入札参加資格審査申請書を同月21日（木）午後4時までに山形県警察本部刑事部組織犯罪対策課国際捜査係に提出するとともに、併せて2の(1)の物品等及び特定役務の仕様に適合するものとして作成した応札に係る物品等及び特定役務の仕様書（以下「応札物品仕様書」という。）、3の(5)に係る事項を証明する書類（以下「証明書」という。）及び競争入札に係る応札物品仕様書等審査申請書を提出すること。
- (2) 応札物品仕様書及び証明書を提出した者は、入札日の前日までに当該応札物品仕様書及び証明書に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。
- (3) (1)により提出された応札物品仕様書及び証明書については、2の(1)の物品等及び特定役務の仕様に適合しているかどうかを審査し、審査の結果適合しないと認められた場合は、当該応札物品仕様書及び証明書を提出した者は、この入札に参加することができない。
- (4) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め、再委託の禁止に関する定め、個人情報の保護に関する定め、及びこの契約に係る次年度以降の歳入歳出予算が成立しない場合の契約解除に関する定めを設けるものとする。
- (5) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
- (6) 詳細については入札説明書による。
- 10 Summary
- (1) Nature and quantity of the products to be procured: Lease and maintenance service of Management System of Organized crime information: 1 unit
- (2) Time-limit for tender: 1:30 P.M. July 25, 2018
- (3) Contact point for the notice: Organized Crime Control Section, Criminal Investigation Division, Yamagata Prefectural Police Headquarters, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8577 Japan TEL 023(626)0110